

○北信保健衛生施設組合清掃施設に関する条例施行規則

(昭和 56 年 12 月 10 日 規則第 2 号)

改正 昭和 57 年 3 月 26 日 規則第 2 号
 昭和 59 年 3 月 28 日 規則第 1 号
 昭和 62 年 9 月 30 日 規則第 1 号
 昭和 62 年 12 月 28 日 規則第 4 号
 平成 元 年 11 月 10 日 規則第 3 号
 平成 4 年 11 月 27 日 規則第 2 号
 平成 10 年 3 月 30 日 規則第 3 号
 平成 11 年 3 月 30 日 規則第 1 号
 平成 16 年 10 月 4 日 規則第 2 号
 平成 17 年 9 月 30 日 規則第 3 号
 平成 18 年 1 月 12 日 規則第 1 号
 平成 18 年 3 月 29 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北信保健衛生施設組合清掃施設に関する条例（昭和 49 年北信保健衛生施設組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分する廃棄物)

第 2 条 北信保健衛生施設組合において処分する廃棄物は、次の表の左欄に掲げる施設において同表の右欄に掲げるものとする。

左 欄	右 欄
北信保健衛生施設組合東山クリーンセンター（以下「東山クリーンセンター」という。）	(1) 厨芥類、雑芥類その他可燃性の一般廃棄物であって長さ 1 メートル、幅 30 センチメートル以下であるもの。 (2) 条例第 4 条の規定により処理する産業廃棄物
北信保健衛生施設組合不燃物処理センター（以下「不燃物処理センター」という。）	(1) 鉄その他の金属系一般廃棄物 (2) 粗大ごみ

北信保健衛生施設 組合豊田衛生セン ター（以下「豊田 衛生センター」と いう。）	し尿及びし尿浄化槽汚泥
--	-------------

2 前項の施設において処分する以外の一般廃棄物は、最終処分場において埋立てにより処分するものとする。

（廃棄物を搬入できない日）

第3条 東山クリーンセンター、不燃物処理センター、最終処分場及び豊田衛生センター（以下「清掃施設」という。）の廃棄物を搬入できない日は、次の表のとおりとする。

清掃施設の名称	廃棄物を搬入できない日
東山クリーンセンター	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日 (3) 12月30日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く。） (4) その他組合長が別に定める日
不燃物処理センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 祝日法に規定する休日 (3) 12月30日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く。） (4) その他組合長が別に定める日
最終処分場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 祝日法に規定する休日 (3) 12月30日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く。） (4) その他組合長が別に定める日
豊田衛生センター	(1) 日曜日並びに8月及び12月を除く毎月の第2土曜日 (2) 祝日法に規定する休日。 (3) 12月30日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く。） (4) その他組合長が別に定める日

2 前項の廃棄物を搬入できない日は、組合長が必要と認めたときは変更することができる。

（受付時間）

第4条 清掃施設における廃棄物の受付時間は次の表のとおりとする。

清掃施設の名称	搬入者区分	月曜日から 金曜日まで	土曜日
東山クリーンセンター		午前8時30分から 午後4時30分まで	午前8時30分から 正午まで
不燃物処理センター	市町 〔市町が委託 した者を含む〕	午前8時30分から 午後4時まで	
	市町以外の者	午前9時から 午後3時まで	
最終処分場	市町 〔市町が委託 した者を含む〕	午前8時30分から 午後4時まで	
	市町以外の者	午前9時から 午後3時まで	
豊田衛生センター		午前8時30分から午後5時まで	

2 前項の受付時間は、組合長が必要と認めたときは変更することができる。

(処分申請)

第5条 条例第5条の規定により一般廃棄物の処分を依頼しようとする者（組織市町が直接収集し、又は組織市町が委託契約に基づいて他の者に委託して収集した一般廃棄物の処分を依頼するときを除く。以下「処分依頼者」という。）であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第5項の規定により指示を受けた者又は同法第7条第1項の規定により許可を受けた者は、一般廃棄物の区分に応じて一般廃棄物（ごみ）処分許可申請書（様式第1号）又は一般廃棄物（し尿等）処分許可申請書（様式第2号）を組合長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項に規定する以外の一般廃棄物（し尿及びし尿浄化槽汚泥を除く。）の処分依頼者は、一般廃棄物処分許可申請書（様式第3号）を組合長又は住所（法人にあっては事業所の所在地）を有する市町の長に提出し、許可を受けなければならない。

3 産業廃棄物の処分を依頼しようとする者は、産業廃棄物処分許可申請書（様式第4号）を組合長に提出し、許可を受けなければならない。

4 市町の長が火災又は災害によるものであると認めた廃棄物については、前3項の規定にかかわらず、災害による廃棄物処分依頼書（様式第5号）を組合長に提出することをもってこれに代えることができるものとする。

(処分許可)

第6条 組合長（前条第2項に定める場合にあつては組合長又は市町の長）は、前条の申請による許可をしたときは、その区分に応じて一般廃棄物（ごみ）処分許可書（様式第

6号)、一般廃棄物(し尿等)処分許可書(様式第7号)、一般廃棄物処分許可書(様式第8号)又は産業廃棄物処分許可書(様式第9号)を交付するものとする。

(処分条件)

第7条 廃棄物の運搬にあたっては、運搬車両、運搬の経路及び積荷形態について組合長が指示する条件を遵守しなければならない。

2 前条の規定により許可を受けたし尿及びし尿浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)の処分依頼者は、処分に係るし尿等の収集にあたって発行したすべての請求書又は領収書の副本を組合長に提出しなければならない。ただし、市町の長が火災又は災害によるものであると認めたし尿等についてはこの提出を省略することができるものとする。

(前売券)

第8条 条例第8条の規定により発行する前売券は、し尿等処分手数料前売券(様式第10号及び様式第10号の2)とし、し尿等の処分に係る手数料を納入する際に使用できるものとする。

(処分手数料の免除)

第9条 条例第9条の規定により処分手数料の免除を受けられるものは、市町の長が火災又は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害によるものであると認めた一般廃棄物とし、その処分手数料は免除する。

附 則

この規則は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月26日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の北信保健衛生施設組合清掃施設に関する条例施行規則の規定に基づき申請及び許可されている一般廃棄物及び産業廃棄物処分許可書(以下「申請書等」という。)は、この規則による改正後の北信保健衛生施設組合清掃施設に関する条例施行規則の規定に基づき申請及び許可された申請書等とみなす。

附 則(昭和59年3月28日規則第1号)

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年12月26日から施行する。ただし、第2条の表及び第3条第1項の改正規定(衛生センターを改める部分以外に限る。)並びに第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の北信保健衛生施設組合清掃施設に

関する条例施行規則の規定に基づいて申請又は許可されたものは、この規則による改正後の北信保健衛生施設組合清掃施設に関する条例施行規則の規定に基づいたものとみなす。

附 則（昭和 62 年 12 月 28 日規則第 4 号）
（施行期日）

1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の北信保健衛生施設組合清掃施設に関する条例施行規則の規定に基づいて申請又は許可されたものは、この規則による改正後の北信保健衛生施設組合清掃施設に関する条例施行規則の規定に基づいたものとみなす。

附 則（平成元年 11 月 10 日規則第 3 号）
この規則は、平成 2 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 4 年 11 月 27 日規則第 2 号）
この規則は、平成 4 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 4 号の改正規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 30 日規則第 3 号）
この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日規則第 1 号）
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 4 日規則第 2 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日規則第 3 号）
この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 12 日規則第 1 号）
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日規則第 2 号）
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条第1項関係）

一般廃棄物（ごみ）処分許可申請書

年 月 日

北信保健衛生施設組合長 殿

住 所
申請者
氏 名

印

下記のとおり一般廃棄物（ごみ）を処分したいので申請します。

記

搬入施設名	東山クリーンセンター・不燃物処理センター・最終処分場			
収集市町名				
搬入ごみの種類				
搬入期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
搬入見込回数	1月につき	回	期間中に	回
搬入見込量	1月につき	kg	期間中に	kg
運搬車両	車種		車両No.	
積荷の方法				
処分申請の理由				

注（1） この申請書は、搬入しようとする日の7日前までに提出し許可を受けること。

（2） この申請書は、搬入施設別、収集市町別に提出すること。

様式第2号（第5条第1項関係）

一般廃棄物（し尿等）処分許可申請書

年 月 日

北信保健衛生施設組合長 殿

住 所
申請者
氏 名

印

下記のとおり一般廃棄物（し尿等）を処分したいので申請します。

記

搬入施設名	豊田衛生センター					
搬入期間	年 月 日 ~			年 月 日		
搬入見込回数	し 尿	1月につき	回以内	期間中に	回以内	
	浄化槽汚泥	1月につき	回以内	期間中に	回以内	
搬入見込量	し 尿	1月につき	kℓ以内	期間中に	kℓ以内	
	浄化槽汚泥	1月につき	kℓ以内	期間中に	kℓ以内	
運搬車両	車種		車両No.		積載量	ℓ

- 注 1 この申請書は、搬入しようとする日の7日前までに提出し、許可を受けること。
2 この申請書は、運搬車両別に提出すること。

様式第3号（第5条第2項関係）

一般廃棄物（臨時）処分許可申請書

年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名

印

下記のとおり一般廃棄物を処分したいので申請します。

記

搬入施設名	東山クリーンセンター・不燃物処理センター・最終処分場			
搬入ごみの種類				
搬入見込量				
搬入年月日	年	月	日	午前 午後 時ごろ
積荷の方法				
運搬車両	車種		車両No.	
処分申請の理由				

注 上の申請書は、搬入しようとする日の前日までに市町の長に提出し、許可を受けること。

様式第4号（第5条第3項関係）

産業廃棄物処分許可申請書

年 月 日

北信保健衛生施設組合長 殿

住 所（所在地）
申請者
氏 名

印

下記のとおり産業廃棄物を処分したいので申請します。

記

搬入施設名				
廃棄物の種類				
処分見込量	約 kg			
運搬車両	車種		車両No.	
積荷の方法				
搬入予定年月日	年 月 日 午 前 時 分ごろ 後			
処分申請の理由 (具体的に)				

注 この申請書は、搬入しようとする日の3日前までに提出し、許可を受けること。

様式第5号（第5条第4項関係）

災害による廃棄物等処分依頼書

第 号
年 月 日

北信保健衛生施設組合長 殿

市町長名



下記の廃棄物は、北信保健衛生施設組合清掃施設に関する条例施行規則第9条の規定による災害であるので、その処分を依頼します。

記

災害の日時	ごろ	
災害の種類		
被災者の住所氏名等		
災害により処分する 一般廃棄物等の種類 及び処分量	種 類	処 分 量
搬入（予定）年月日	年 月 日から	年 月 日まで
搬入者及び搬入方法		

- 注 1 被災者が2名以上のときは、別紙により内訳書を添付すること。
2 被災地域を示す図面のほか、写真その他の災害を証明する資料を添付すること。

様式第6号（第6条関係）

一般廃棄物（ごみ）処分許可書

年 月 日

殿

北信保健衛生施設組合長



下記のとおり一般廃棄物（ごみ）の処分を許可します。

記

搬入施設名	東山クリーンセンター、不燃物処理センター、最終処分場			
収集市町名				
搬入ごみの種類				
搬入期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
搬入見込回数	1月につき	回	期間中に	回
搬入見込量	1月につき	kg	期間中に	kg
運搬車両	車種		車両No.	
積荷の方法				
許可条件	1 積荷からの汚水流出防止措置をすること。 2 積荷の飛散防止措置をし、全面に覆いをすること。			

- 1 この許可書の有効期間は、搬入期間欄記載のとおりとする。
- 2 この許可書は、搬入に際して必ず携行し、係員の求めに応じて提示しなければならない。
- 3 許可条件に違反し、又は係員の指示に従わないときは、許可を取り消すことがある。

様式第7号（第6条関係）

一般廃棄物（し尿等）処分許可書

年 月 日

殿

北信保健衛生施設組合長



下記のとおり一般廃棄物（し尿等）を処分したいので申請します。

記

搬入施設名	豊田衛生センター					
搬入期間	年 月 日 ~			年 月 日		
搬入見込回数	し尿	1月につき	回以内	期間中に	回以内	
	浄化槽汚泥	1月につき	回以内	期間中に	回以内	
搬入見込量	し尿	1月につき	kl以内	期間中に	kl以内	
	浄化槽汚泥	1月につき	kl以内	期間中に	kl以内	
運搬車両	車種		車両No.		積載量	0

- 1 この許可書の有効期限は、搬入期間欄記載のとおりとする。
- 2 この許可書は、搬入に際して必ず携行し、係員の求めに応じて提示しなければならない。
- 3 許可条件に違反し、又は係員の指示に従わないときは、許可を取り消すことがある。

様式第8号（第6条関係）

一般廃棄物処分許可書

年 月 日

殿

印

下記のとおり一般廃棄物の処分を許可します。

記

搬入施設名	東山クリーンセンター、不燃物処理センター、最終処分場			
搬入ごみの種類				
搬入見込量				
搬入年月日	年 月 日 午 前 後 時ごろ			
積荷の方法				
運搬車両	車種		車両No.	
積荷の方法				
許可条件	1 積荷からの汚水流出防止措置をすること。 2 積荷の飛散防止措置をし、全面に覆いをすること。			

- 1 この許可書の有効期間は、搬入年月日記載の日限りとする。
- 2 この許可書は、搬入に際して携行し、係員に提示をすること。
- 3 許可条件に違反し、又は係員の指示に従わないときは許可を取り消すことがある。

様式第9号（第6条関係）

産業廃棄物処分許可書

年 月 日

殿

北信保健衛生施設組合長



下記のとおり産業廃棄物の処分を許可します。

記

搬入施設名				
廃棄物の種類				
処分見込量	約			kg
運搬車両	車種		車両No.	
積荷の方法				
搬入予定年月日	年	月	日	午前 午後 時 分ごろ
許可条件	1 積荷からの汚水流出防止措置をすること。 2 積荷の飛散防止措置をし、全面に覆いをすること。			

- 1 この許可書は、搬入年月日欄記載の日限りとする。
- 2 この許可書は、搬入に際して携行し、係員に提示すること。
- 3 許可条件に違反し、又は係員の指示に従わないときは許可を取り消すことがある。

様式第 10 号 (第 8 条関係)

No.	許可業者名 _____
一般廃棄物 <u>し尿等処分手数料前売券</u>	
1,400 円	
北信保健衛生施設組合長 発行取扱者	印
	投入検印

(B 7 版)

様式第 10 号の 2 (第 8 条関係)

No.	許可業者名 _____
一般廃棄物 <u>し尿等処分手数料前売券</u>	
700 円	
北信保健衛生施設組合長 発行取扱者	印
	投入検印

(B 7 版)